

# 関東総合通信局 令和3年度重点施策

## 《デジタルで、創る、つなぐ、新たな社会》

関東総合通信局は、情報通信分野の行政を担当し、関東地域(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県)を管轄する総務省の地方支分部局です。

デジタル化の推進やICT利活用の促進、電気通信事業や放送事業の監督、無線局の免許・検査、電波利用環境の保護等を通じ、魅力ある地域づくりと、地域住民の安心・安全な暮らしを目指しています。

令和3年度は『**デジタルで、創る、つなぐ、新たな社会**』をキャッチフレーズとして、次の課題に取り組みます。

### I 地域におけるデジタル化の推進

#### 1 デジタル化の推進による利便性の向上

##### (1) テレワークや誰もがデジタル機器を使いこなすための施策を推進

働き方改革や新型コロナウイルス感染症対策の観点からも極めて重要なテレワークの更なる推進及び全国的な定着を図る「テレワーク普及展開推進事業」、誰もがデジタル機器を使いこなす必要な情報を入手・活用できる環境の構築に向けた取組を総合的に支援する「デジタル活用環境構築推進事業」、都市OS(データ連携基盤)を活用した多様なサービスが提供されるスマートシティの実現を推進する「データ連携促進型スマートシティ推進事業」等の施策により、デジタル化の推進による生活の利便性向上を支援します。

##### (2) デジタル化を支える人材・研究開発支援

地域の活性化や地域課題の解決などに資する技術実証・社会展開及び電波利用に係る研究開発等の迅速な実施に向けて、ICT分野の競争的資金である戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)を引き続き推進するとともに、高専ワイヤレスIoTコンテスト2021(WiCON2021)を支援します。

また、新たに、Beyond5Gを実現する革新的な情報通信技術の創出を目的として「Beyond5G 研究開発促進事業」を展開し、大学・企業等地域の研究開発支援等を行います。

##### (3) 他府省・地方公共団体等との連携、産学官民連携による地域の発展やICT(IoT、AI等)利活用の促進

関東経済産業局との連携チームやその他の地方支分部局等との連携を通じ、地域の様々な分野を横断するICTの効果的な利活用を促進するとともに、地域経済団体や地域金融機関、大学、地方公共団体、NPO団体等との連携を拡大し、地域におけるIoT、AI等の技術革新の実装や導入を促進します。

また、少子高齢化、地域産業育成など「地域が抱える課題」を地方公共団体から募集し、ICT関連企業等から、これらの課題に対する「解決策」の提案を募集し、マッチングするなど、ICT利活用による地域課題解決を支援します。

##### (4) 4K・8Kの推進

「新4K8K衛星放送」の普及促進を図るため、受信環境の改善や無線サービスへの干渉などの対策方法について、各種イベント等を活用して効果的な周知活動を行うとともに、十分な伝送容量を確保するため、ケーブルテレビの光化の施策を推進します。

## 2 情報通信基盤の整備促進

### (1) 5G・光ファイバ等整備促進

「新たな日常」の定着に向け、急増するインターネットトラフィック増加への対応や災害時の情報提供の実現のため、光ファイバ網・携帯電話基地局の整備やケーブルテレビの光化等を促進します。

### (2) ローカル5Gの活用促進

地域の企業や自治体等の様々な主体が、限定されたエリアで、スポット的に柔軟に構築できる「ローカル5G(超高速・大容量、超低遅延、多数同時接続)」の普及・活用促進のため「課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」施策を推進します。

また、「特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定」等を行い、ローカル5G設備に対する税制支援を通じて、より安全で信頼性のあるローカル5G設備の導入促進を図ります。

## Ⅱ 安心・安全な社会の構築

### 1 サイバーセキュリティの強化

#### (1) CYDER、NOTICE等の周知・セミナー等の開催

5G、IoT、AIが普及する中で、サイバー空間におけるセキュリティの確保が、安心・安全な国民生活や社会経済活動確保のうえで重要な課題であるため、関係機関と連携してCYDER(サイバー防御演習)、NOTICE(IoT機器の脆弱性調査)の周知やセミナー等の開催などを通じて、地方公共団体、企業等へのサイバーセキュリティ対策を推進・支援します。

#### (2) 地域に根付いたセキュリティコミュニティ形成の促進

社会経済活動における更なるデジタル化の進展に伴い、特に中小規模の企業におけるサイバーセキュリティ対策の強化が急務となっていることから、関係省庁、地方公共団体、電気通信事業者、放送事業者等が連携し、セミナー・演習会の開催や情報共有等を通じた関東地域のセキュリティコミュニティ形成を促進します。

### 2 ICTによる防災・減災の推進

#### (1) 放送の安全・信頼性の確保、ネットワークの強靱化

放送事故の防止、安全・信頼性の確保に向けて、地上放送ネットワークの強靱化やケーブルテレビの光化等の施策を推進します。

#### (2) 災害時の情報伝達手段確保に向けた支援

災害情報を住民へ確実に伝達するため、防災拠点等において Wi-Fi 環境を整備する地方公共団体に対して「公衆無線LAN環境整備支援事業」などにより支援します。

「防災行政無線」の整備促進や有効性向上のため、地方公共団体のニーズに応じた整備計画等へのアドバイスを行うとともに、申請手続きの効率化を図ります。

また、地域における防災情報を迅速かつ多様なルートで伝達可能とする「Lアラート」の利活用を促進するため、情報発信者である地方公共団体と情報伝達者であるテレビ、ラジオ、アプリ事業者などメディア関係者等で意見交換を行う「Lアラート地域連絡会」を通じて、円滑な運用の充実に取り組みます。

### (3) 災害時の情報伝達手段確保に向けた連携強化

災害時における情報伝達手段確保のため、これまでの対応策を踏まえ、通信事業者、放送事業者、地方公共団体等の関係機関と連携を密にして、障害原因の把握や災害対応に必要な情報の共有を図るとともに、平時から、これらの関係機関との連携体制を強化するほか「臨時災害放送局設備」等の展開訓練なども実施します。

また、大規模災害発生時には、「総務省・災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)」を地方公共団体に派遣し、情報通信分野における被災現場のニーズを踏まえたきめ細かな連絡・調整等を行うことによって、情報伝達手段の確保に取り組みます。

### (4) 災害対策用機器の貸出体制の充実・強化

災害によって停電した電気通信設備又は放送設備等の運用に必要な電力供給を支援するために、新規に2台配備された移動電源車などの貸し出しを行います。

また、非常災害時に備え、災害対策用移動通信機器の貸出体制の充実を図るとともに、各機関が開催する防災訓練に積極的に参加して、非常災害時の通信機器貸出等の支援について周知します。

### (5) 非常通信協議会との連携による災害への備え

災害時における通信を維持するため、関東地方非常通信協議会との連携により、非常通信訓練や通信機器の総点検等を実施します。

また、災害時への備えとして非常通信に関するセミナーを開催し、防災・減災への知識やノウハウについて周知します。

## Ⅲ 電波の有効利用の促進

### 1 電波の利用促進と利用環境の整備・保護

#### (1) 携帯電話の不感エリア解消に向けた支援

非常時の通信確保に備えるため、在来線トンネルにおける携帯電話の不感エリア解消を支援します。

また、住民や観光客の安心・安全の確保や観光振興等のため、道路、山岳地域における登山道、観光地等における携帯電話のエリア拡大を支援します。

#### (2) 電波利用ニーズに対応した電波の有効利用の促進

電波の有効利用の促進に向けて、特定実験試験局制度や昨年制度化された適合表示無線設備を使用する実験試験局に係る簡易な免許手続き等を周知するほか、無線局の電子申請・届出システムの利用促進に向け、地域のイベントにおける周知活動を行います。

#### (3) 安全な海上の利用環境のためのインフラ整備の促進

安全な船舶の航行を確保するため、関係団体と連携し、船舶共通通信システム(国際VHF)と船舶自動識別装置(簡易型AIS)等の整備を促進するための周知活動を行います。

#### (4) 適正な電波利用環境の周知啓発・不法無線の未然防止対策強化

電波の安全性への理解を広げるため、医療分野における安心・安全な電波利用の促進に向けた「手引き」を周知し、医療機関における電波利用環境の整備のための支援を行うとともに、5Gの電波が健康に与える影響を懸念する声に対応する電波の安全性への理解を広げるための周知活動に取り組みます。

また、「電波利用環境保護周知啓発強化期間」を中心に関係省庁・関係団体等と連携した電波利用ルールの周知活動に努め、電波利用環境の保護を推進し、捜査機関と共同で不法無線局の取締りを強化します。

さらに、「技術基準不適合設備」の流通を抑止するため、新たに策定されたガイドラインの周知活動を行うとともに、「技術基準不適合設備」等の製造・販売業者に対する販売中止・回収要請等を行い、不法無線の未然防止対策を強化します。

## 2 重要無線通信妨害の迅速な排除

### (1) 24時間体制による電波監視の強化と妨害原因の分析

全国の「重要無線通信妨害」の申告を24時間365日体制で受け付け、的確な初動対応により、人命・財産等の安全を脅かす不法無線局等の妨害源の迅速な排除に努めるとともに、三浦電波監視センターにおいても、船舶・航空機の短波帯通信や衛星通信等の重要無線通信に対する妨害の排除に努めます。

特に大規模なイベント及び要人の来訪等の重要な行事に際しては、重要無線通信妨害の迅速な排除のための電波監視を強化します。

また、重要無線通信に障害を与える電波・電気雑音等の発射源を速やかに発見する手法や根本原因の分析・検討の他、5Gの本格的なサービス提供に向け、5G基地局が使用する各周波数帯域の電波監視に有効な監視設備や監視手法について、調査・検討します。

### (2) 国際監視局としての国際貢献

三浦電波監視センターでは、国内外から発射される短波帯以下の周波数の電波を監視するとともに、監視結果を国際連合の専門機関の一つである国際電気通信連合(ITU)へ定期的に報告することにより、国際的な貢献に努めます。

また、人工衛星からの電波については、国際宇宙電波監視会合に参加し、参加国との連携を図り、宇宙電波監視分野への国際協力に努めます。

## 3 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会への対応

### (1) 円滑な免許・検査事務のための体制整備

競技の計測、放送、取材及び大会運営のために海外からも持ち込まれる多種・多様な無線機器が円滑に利用可能となるよう周波数を確保するとともに、申請受付から検査・免許までを円滑に処理を進め、大会における無線機器の利用を支援します。

### (2) 競技会場等における監視施設の整備・監視手法の事前検証と電波監視の強化

競技会場等における適切な電波監視実施のために有効な監視設備の整備を行うとともに、競技会場等ごとに電波監視職員を配置し混信妨害発生時の迅速な対応に備えます。

また、各競技のテストイベント等の機会を捉えて監視手法について事前検証を行うとともに、競技会場周辺等におけるクリーンな電波環境を維持するため、捜査機関と共同で不法・違反無線局の取締りを実施します。

大会開催期間中は、諸外国が衛星通信を利用して競技状況の配信が予定されているため、衛星通信に対して混信が認められた際には、迅速に対応するため衛星監視体制を強化します。

さらに大会期間中は、外国規格無線設備の使用を禁止するための周知活動を強化します。